

広告事業について

1 広告の掲載場所及び方法について

事業者提案を基本とし、市との協議で決定するものとする。なお、以下の点に留意し提案すること。

- (1) スポーツ活動やフロア・通路の往来の妨げとならないこと。
- (2) 観客席からの観戦、通路の標識、受付カウンターの案内表示など、施設利用上必要な情報や視界を遮るような掲出方法ではないこと。
- (3) 階段の手摺を覆うなど、本来目的での使用が不可能となるような掲出方法でないこと。
- (4) 天井や壁面を広告スペースとする場合、掲出物の落下のおそれがないようにすること。
- (5) 施設内の美観等を損ねることのないようにすること。

2 広告掲載料について

事業者提案を基本とし、市との協議で決定するものとする。

3 費用負担について

広告掲載場所の整備に係る費用は、市は負担しない。また、広告の作成、設置等広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。

4 広告の設置について

- (1) 姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準に基づき、事業を実施すること。
- (2) 広告主を選定する際は広告主から姫路市広告掲載基準第5条の規制業種又は事業者該当しないことを誓約する書類を徴取すること。
- (3) 広告事業にあたっては、行政財産の使用許可を得た上で、市の定める行政財産の使用料を納めること。

5 広告の管理について

事業者は、適宜、掲載された広告について確認を行い、不適切な方法で広告・宣伝が行われていることが認められた場合には、改善を求めるなど、速やかに適切な措置を講じること。